



九条の会 学習会「安倍改憲発言をめぐって」に参加

5月3日、安倍晋三氏は、改憲派の開いた「公開憲法フォーラム」にメッセージを送り、「自由民主党総裁」として、「『9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む』という考え方」と改憲の中身をはっきりと述べた。また、「新しく生まれ変わった日本が、しっかりと動き出す年、2020年を、新しい憲法が施行される年にしたい」と期限を明確に切った発言を行った。この発言の目的と危険性について考える九条の会の学習会が6月20日夜神田で開かれ、いずれも一橋大学名誉教授である浦田一郎さんと渡辺治さんが講演をした。

浦田一郎さんは「安倍首相改憲発言の憲法論的検討—政府の憲法解釈と9条3項加憲論を中心に考える」として、2014年7月の集団的自衛権行使の容認や15年9月の戦争法（＝安保法制）の成立という流れの前後での政府の憲法解釈論の変化を分析した。現時点での憲法解釈の下で、3項を加えると、自衛隊の任務が大きく広がってしまい、集団的自衛権の行使として、「自国防衛」のみならず一定の条件下で「他国防衛」まで含まれること、また、海外派兵に歯止めがかからなくなりうること、など極めて危険であると指摘した。3項の付加によって、1項、2項の解釈も現状とは変わってくることを法律学的に説明した。憲法条文間の矛盾となり、解釈問題が表面化してくるとしたうえで、最終的には2項削除に進むのではないかとの懸念を表明した。

渡辺治さんは「安倍首相の改憲発言—そのねらいと危険性」と題して講演を行った。安倍発言の特徴を(1)2020年という改憲目標の年を設定、(2)改憲の本命が9条にあることを明言、(3)9条改憲方式で、加憲論を出してきた、(4)9条と教育無償化のセット論、とまとめた。(3)と(4)の特徴が今回あらわれてきたことについて、(1)戦後3度目の共同が、安倍改憲の前に立ちはだかった、(2)共同が安倍改憲に3つの困難をもたらした、(3)共同分断の決め手として加憲論と教育無償化をセットして出してきた、と分析した。最後に、今は改憲を許すか阻むかの正念場だ、私たちは何をすればよいのか、として3つの行動提起をした。(1)平和を破壊する憲法改悪を阻み、辺野古基地建設阻止、戦争発動阻止にがんばる、(2)安倍改憲のねらいと安倍改憲の危険性の学習と市民への働きかけを草の根から、(3)今必要なのは改憲ではなく、憲法を実現することを確信にすること。

安倍首相はその後も改憲意欲をあちこちで発信している。6月24日には、今年中に自民党の改正案を国会提出することまで狙ってきている。極めて重大な時期に差し掛かってきている。まずは改憲を提出させないために、私たちもできることをやっていかねば、と思う。
(代田2丁目・伊東 宏)

内心を監視する「共謀罪」法強行

「共謀罪」法が、6月15日朝、参院本会議で自民・公明与党と維新の会の賛成多数で強行可決、成立した。政権側のやり方は、法務委員会での議論を打ち切り、本会議で「中間報告」を行い、採決するという極めて乱暴なものでした。この行為は委員会での審議権を奪い、言論を封殺し議会制民主主義を破壊する暴挙であり、激しい怒りを覚えます。7月11日には施行されました。

「共謀罪」法は、「犯罪が実際に起こっていない段階でも、2人以上で計画し、その内1人がしたと捜査機関が見なせば、全員を処罰できる」とされています。

当初、政府は「犯罪の主体を組織的犯罪集団と限定し、計画に加え準備行為が必要だとして、一般の人は処罰の対象とはならない」と繰り返し説明してきました。しかし、審議が進む中で、政府は、組織的犯罪集団にはテロリズム集団、暴力団などの他に、対外的に環境保護団体を標榜していてもそれが「隠れ蓑」で、共同の目的が犯罪の実行にある団体は、組織的犯罪集団の範疇だと言い出しました。「九条の会」や「原発反対」などの市民運動も、それが「隠れ蓑」だとして、日常的な警察の監視の対象になると述べたのです。

誰が組織的犯罪集団に属し、どのような犯罪を計画し、準備をするのかなどを把握するには、徹底的な国民監視が必要となります。あらゆる通信手段が盗聴の対象となり、私たちの考えていることまでもが、監視の対象にされてしまいます。「共謀罪」法は、まさに、私たちの内心を監視し、処罰の対象にするもので、思想・良心の自由を保障した憲法19条に反する違憲立法なのです。

7/2に行われた都議選は、「共謀罪」法の強行を初めとする安倍暴走政治にレッドカードを突きつけました。都民の声と全国民と声をつ一つにして、憲法違反の「共謀罪」法を廃止する運動を進めていかねばなりません。

(代田2丁目 坂本功)



「核兵器禁止条約」が採択される

7月7日に、国連の交渉会議において「核兵器禁止条約」が採択されました。国連加盟国193か国の60%以上にあたる122の国が参加・賛成したこの条約は、今後核兵器の廃絶に向けて大きな役割を果たすものと考えられます。しかし、広島と長崎で被爆した日本国はこの会議に参加していません。また核兵器を所有しているアメリカをはじめとする国々もこの会議には参加していません。世界の世論を背景にして日本の政策を変えていき、核兵器廃絶のための動きの先頭に立てるようにがんばっていきたいものです。

* * 6月25日から7月2日まで世田谷美術館で開かれた平和美術展の様子を紹介。

「長崎の被爆者が描く原爆の絵」展に立ち寄って

写真を含め28作品くらいの小さな展覧会でしたが、テーマは大きな大きな催しだったと思いました。作品の一つ一つにランクはあると思いますが、訴えることに相違はないと思います。

ことに戦争画的な作品は、どんなにすばらしい作品でも、身近においてあるいは壁に飾っておきたいとはなかなか思わない、思えない難しい題材だと思います。

しかし、描かずにはいられないことなのでしょうから、どの作品ひとつとっても絵の奥が見えてくるのは、描く人の力なのか、観る人の力なのか。

描く側も観る側も願いは「永遠の平和を願って」だと思います。(梅丘1丁目・湯沢 勉)



集会等の紹介

8月11日(金・休日) 午後1時30分～

終戦記念日によせて

映画の鑑賞と戦中の話を聞き語る会

72年目の終戦記念日がやってきます。

映画「はだしのゲン」(1976年)

中沢 啓二・原作の映画化

出演：佐藤 健太(ゲン)、三國 連太郎、左 幸子

会場：下北沢教会 礼拝堂 世田谷区代田6-7-2 1

参加費：500円

連絡先 代田・九条の会



7月30日(日) 午後2時～ 群読構成劇「われらが日本国憲法」

作・構成：吉原 公一郎 作曲：池辺 晋一郎 合唱：松原混声合唱団

ジェームス三木氏の挨拶

しろたにまもる氏の腹話術

会場：日本共産党本部大会議場

資料代：2000円

主催：上演実行委員会(世田谷9条の会、世田谷年金者組合などで構成)

問合せ：代田・九条の会 事務局

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。

また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～